

ふじみ野市立大井小学校PTA会則（改正素案）

【第1章 名称及び事務所】

第1条 （名称及び事務所）

- 1 本会は大井小学校PTAと称し、本会の事務所は大井小学校内に置く。

【第2章 目的及び事業】

第2条 （本会の目的）

- 1 本会は、家庭と学校との連携を密にし、互いに研鑽協力して家庭と学校、社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 （事業）

- 1 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - （1） 学校と家庭との緊密な連絡
 - （2） 会員の修養に関する事業
 - （3） 児童及び教職員の研修に関する事業の応援
 - （4） 児童の校外指導
 - （5） 児童及び教職員の表彰慰労
 - （6） 各社会教育機関との連携協議
 - （7） その他、本会の目的達成に必要と認められる事業

第4条 （禁止事項）

- 1 本会の活動として、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - （1） 宗教活動又は特定の宗教団体を支持若しくは勧誘する行為
 - （2） 政治活動又は特定の政党若しくは候補者を支持若しくは反対する行為
 - （3） 営利を目的とする物品販売、勧誘その他これに類する行為
 - （4） 個人情報をも本会の目的以外に使用する行為
 - （5） 本会の名義を用いて学校の許可なく対外的活動を行う行為
 - （6） 本会の目的に反する行為
 - （7） その他本会の中立性又は公共性を損なうおそれのある行為

【第3章 会員】

第5条 （会員）

- 1 本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会の意思を表明した、ふじみ野市立大井小学校に在籍する児童の保護者及び、同校に勤務する教職員とする。

第6条 （加入及び退会）

- 1 本会への加入は任意とする。
- 2 加入を希望する者は、所定の方法により入会の意思を表明するものとする。
- 3 会員は、所定の方法により、いつでも退会することができる。
- 4 加入しないこと、又は退会したことを理由として、いかなる不利益も受けないものとする。

第7条 （会員の権利）

- 1 会員は、次の権利を有する。
 - （1） 本会の活動に参加すること
 - （2） 本会の運営及び活動に関する情報を受けること

(3) 総会において議決権を行使すること

第8条 (会員の協力)

- 1 会員は、本会の会則及び決定事項を尊重し、可能な範囲で本会の活動に協力するものとする。

第9条 (非会員の取扱い)

- 1 本会は、会員でない保護者に対し、本会への加入を強制しない。
- 2 本会は、会員でない保護者に対しても、本会の活動が児童全体の利益となるよう配慮するものとする。

第10条 (教職員の位置づけ)

- 1 教職員は、会員として本会の運営及び活動に協力するものとし、その立場及び職務に配慮するものとする。

【第4章 役員及び選出】

第11条 (役員)

- 1 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 書記 若干名
 - (4) 会計 若干名
 - (5) 監事 若干名

第12条 (役員の職務)

- 1 役員の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
 - (3) 書記は、総会及び役員会の議事を記録し、文書の管理を行う
 - (4) 会計は、本会の金銭の出納及び会計帳簿の管理を行う
 - (5) 監事は、会計を監査する

第13条 (役員の選出)

- 1 役員は、会員の中から立候補により選出する。
- 2 立候補者が定数に満たない場合は、役員会において協議のうえ、会員に協力を求めることができる。
- 3 選出された役員は、総会の承認をもって決定する。
- 4 役員は、委員会の委員長その他の役割を兼務することができる。

第14条 (任期)

- 1 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条 (顧問)

- 1 本会には顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総会において推薦し、本会の運営に関する助言を行う。
- 3 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、連続して5年を超えることはできない。

【第5章 会議】

第16条 （会議の種類）

- 1 本会の会議は、総会及び役員会とする。

第17条 （総会）

- 1 総会は、本会の最高決定機関とする。
- 2 総会は、毎年1回、会長が招集する。
- 3 会長は、必要と認めたとき又は役員会の決議により、臨時総会を招集することができる。

第18条 （総会の議決事項）

- 1 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改正
 - (2) 役員の承認
 - (3) 事業報告及び決算の承認
 - (4) 事業計画及び予算の承認
 - (5) その他、本会の運営に関する重要事項

第19条 （総会の成立及び議決）

- 1 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
- 2 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 3 総会の議決は、書面又は電子的方法による議決をもって、これに代えることができる。
- 4 書面又は電子的方法による議決においては、議案ごとに賛否を示すほか、議決を議長に委任する意思表示を行うことができる。

第20条 （役員会）

- 1 役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成する。
- 2 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

第21条 （役員会の審議事項）

- 1 役員会は、次の事項を審議し、処理する。
 - (1) 総会で決定された事項の執行に関すること
 - (2) 具体的な事業内容及び活動方法に関すること
 - (3) 各委員会の活動内容及び連絡調整に関すること
 - (4) 予算の範囲内における収入及び支出に関すること
 - (5) 予算策定時に見込まれていなかった収入が生じた場合の対応に関すること
 - (6) 緊急を要する事項で、総会に付議する時間的余裕がないもの
 - (7) その他、本会の運営に必要な事項

第22条 （役員会の位置づけ）

- 1 役員会は、総会の決定を逸脱する決定を行うことはできない。
- 2 役員会において重要と判断した事項については、次回総会に報告するものとする。

第23条 （会議への出席）

- 1 正副会長は、必要に応じて各委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 2 校長は、総会及び役員会に出席し、意見を述べることができる。

【第6章 委員会】

第24条 （委員会の設置）

- 1 本会は、事業を円滑に推進するため、次の委員会を置く。
 - （1） 教養委員会
 - （2） フェスティバル委員会
 - （3） 広報委員会
- 2 各委員会には、本部役員の中から担当者を置き、委員会活動の調整及び取りまとめを行うものとする。

第25条 （委員会の構成）

- 1 各委員会は、会員の立候補により選出された委員をもって構成する。
- 2 必要に応じて、役員が委員会の委員を兼務することができる。
- 3 教職員は、必要に応じて各委員会に属し、活動に協力する。

第26条 （委員長及び副委員長）

- 1 各委員会は、委員の中から委員長及び副委員長を選出することができる。
- 2 委員長及び副委員長を置かない場合は、役員会がその役割を担うことができる。

第27条 （委員会の所掌事項）

- 1 教養委員会は、次の事項を所掌する。
 - （1） 児童の福祉の向上に関する活動
 - （2） 会員の研修及び親睦に関する活動
 - （3） 学年に関わる活動の企画及び運営
 - （4） その他、本会の目的達成に必要な事項
- 2 フェスティバル委員会は、次の事項を所掌する。
 - （1） 大井小学校子どもフェスティバルの企画、準備及び運営
 - （2） 前号に附帯する事項
- 3 広報委員会は、本会の活動内容について、次の事項を所掌する。
 - （1） PTA活動に関する情報の収集及び発信
 - （2） ホームページその他の媒体を活用した広報活動
 - （3） 会員への周知及び理解促進に関すること

第28条 （委員会の運営）

- 1 各委員会は、総会及び役員会の決定に基づき活動する。
- 2 各委員会の活動内容、運営方法その他必要な事項は、役員会において定める。

第29条 （地区担当役員）

- 1 本会は、地域との連携を円滑に行うため、地区担当の役員を置くことができる。
- 2 地区担当役員は、本会と、登校班及び旗当番等を所掌する学校地域パートナーとの連絡調整を行う。
- 3 地区担当役員は、必要に応じて、学校地域パートナーの活動を補佐できるものとする。

【第7章 会計・会費・協力金・細則】

第30条 （経費）

- 1 本会の経費は、会費、協力金、助成金その他の収入をもって充てる。

第31条 （会費）

- 1 本会の会費は、会員から徴収するものとする。
- 2 会費の金額は、毎年度の予算に基づき、総会の承認を得て定める。
- 3 会費は、年1回これを徴収する。

第32条 （協力金）

- 1 本会は、会員でない者に対し、本会の目的及び活動に賛同する場合に限り、任意で協力金の支払いを依頼することができる。
- 2 前項の協力金は、「子ども応援費」と称する。
- 3 協力金の金額は、会費と同額を目安として示すことができるが、支払いの有無及び金額は任意とする。
- 4 協力金は、会費と同様に、すべての児童のための活動に充てるものとする。

第33条 （会計年度）

- 1 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第34条 （会計処理）

- 1 会計は、法令及び本会の定めに従い、適正に処理しなければならない。
- 2 会計は、収入及び支出の状況を明らかにするため、必要な帳簿を備えるものとする。

第35条 （決算及び監査）

- 1 会計は、毎会計年度終了後、速やかに決算を行わなければならない。
- 2 決算は、監事の監査を受けたうえで、総会の承認を得るものとする。

第36条 （細則）

- 1 本会の運営に関し、会則に定めのない事項又は会則の施行に必要な細則は、役員会において定めることができる。
- 2 細則の制定又は改正を行った場合は、次回総会に報告するものとする。

第37条 （帳簿）

- 1 本会には次の帳簿を備える。
 - (1) 会則綴
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員名簿
 - (4) 会計簿
 - (5) 記録簿
 - (6) 領収簿綴
 - (7) その他必要な帳簿

【付則】

本会は昭和41年5月21日よりこれを施行する。

- | | | |
|-------|-------|-------|
| *一部改正 | 昭和46年 | 5月22日 |
| *一部改正 | 昭和48年 | 5月12日 |
| *一部改正 | 昭和53年 | 5月13日 |
| *一部改正 | 昭和56年 | 5月 9日 |
| *一部改正 | 昭和58年 | 5月 7日 |
| *一部改正 | 昭和59年 | 5月12日 |
| *一部改正 | 昭和61年 | 5月18日 |
| *一部改正 | 昭和62年 | 5月16日 |

*一部改正	平成	2年	5月12日
*一部改正	平成	7年	5月6日
*一部改正	平成	13年	5月2日
*一部改正	平成	18年	5月12日
*一部改正	平成	21年	5月8日
*一部改正	平成	24年	5月2日
*一部改正	平成	26年	5月2日
*一部改正	平成	28年	5月2日
*一部改正	令和	2年	7月14日
*一部改正	令和	6年	1月22日
*全面改正	令和	8年	月 日